女性活躍拠点施設の運営事業者募集に向けた サウンディングの実施について

松田町では、松田町松田惣領地区に位置する旧松田土木事務所の利活用に向けた検討を進めており、本施設を女性活躍拠点施設として改修していくこととし、平成28年度から町民を含めたワークショップや検討会を実施してきました。

今年度、施設の改修に向けた設計を進め、今年度中に工事を完成させる予定としています。 今回、来年度から施設運営を行っていただく事業者の公募に先立ち、持続可能な事業として 適切な運営手法、諸条件の設定に向けた情報共有・意見交換を実施します。

限られた期間ではありますが、多くの民間事業者から優れた提案・意見をいただけることを期待しています。

1 対象施設

拠点施設は、従前は神奈川県松田土木事務所として、平成23年度まで使用されてきました。平成23年度に松田土木事務所としての使用が終了し、その後、平成27年度に松田町が神奈川県から購入したものです。

施設の所在地	松田町松田惣領 321 番地 地内
面積	4823. 69m²
用途地域	第一種中高層住居専用地域
	容積率:200% 建蔽率:60% 防火地域:-
主な建築物の	本館: RC造2階建 建築面積: 561.14 ㎡ 延床面積: 998.74 ㎡
構造•面積等	車庫:鉄骨造平屋建 建築面積:390.00 ㎡ 延床面積:390.00 ㎡
	倉庫:鉄骨造2階建 建築面積:161.25 ㎡ 延床面積:322.50 ㎡

- ※事業開始時は、本館と車庫その周辺の外構を対象として考えています。
- ※今年度、本館の改修を実施し、町の子育て支援センター及びファミリーサポートセンターを本館 2階に移転し、残るスペースについて民間事業者の皆さんに活用いただきたいと考えています。

2 目的

町では、本施設の有効活用に向けて、平成28年度から検討を開始し、平成29年度に基本的な考え方をまとめ、今年度、施設の設計を進め、今年度中の改修工事を予定しています。このたび、「女性活躍」、地方創生の実現に向け、民間事業者の皆さんの参入の意向や活用のアイデア等をお伺いし、運営手法、公募条件の設定に向け、情報共有と意見交換を実施します。

3 施設利用の基本的な考え方

本施設の改修に向けたメインのテーマとして、「女性活躍」を掲げています。女性活躍の取組みは、 松田町の地方創生プロジェクトの一つとして位置付けられています。

町では、本施設を拠点として、女性の就労支援や新たな産業の創出のための仕組みづくり、働く 女性を支えるためのシステムをつくり、本拠点を中心とし、駅周辺へも賑わいを波及させ、町のイ メージアップと産業全体の活性化を図っていこうと考えています。

4 運営にあたっての考え方

本拠点施設は、「女性活躍」をキーワードに、官民の機能を上手くコラボレーションさせ、町が運営する部門(子育て支援センター及びファミリーサポートセンター)と、民間事業者が主体となって運営する部門(別紙参考資料も参照ください。)を設けていきたいと考えています。

運営事業者には、優れた民間ノウハウを活用し、民間部門の事業運営(民間部門へのテナントリーシング等の業務)と、町部門と民間部門を含めた施設全体の維持管理・マネジメントやプロモーションを担っていただきます。

【想定している運営方式】

- (1)マスターリース方式(運営事業者から民間テナントへ転貸)
- ②運営事業者による自主事業

【運営事業者に期待したいこと】

- ①持続可能な施設全体のコーディネート、マネジメント、建物管理
- ②民間テナント等のリーシング
- ③効果的な情報発信・プロモーション
- ④拠点施設の開設準備

【町で実施すること】

- ①子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの移設に伴う改修工事及び運営業務
- ②民間部門及び共有部分の基礎的な工事(インフラエ事)

5 お伺いしたいこと(意見交換シートも参照ください)

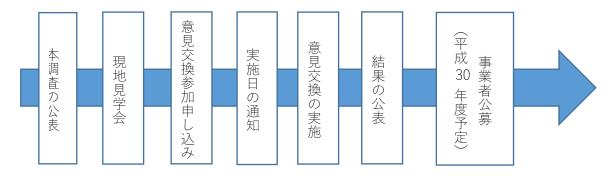
- ○運営方式について
 - •マスターリース方式(賃料固定、パススルー型) その他希望する方式
 - 事業の期間開設準備、運営中の町と運営事業者の役割(費用)分担について
- 〇民間テナントの可能性
 - 事業化可能なテナント・進出可能性のある企業等について・対象施設について
- ○活用範囲について
- ○その他、事業化にあたって課題と考えられること など

6 サウンディングの実施について

(1) サウンディング対象者

参加できるのは、本拠点施設の運営事業を実施していこうと考えている法人又は法人のグループとします。

(2) サウンディングの流れ



1) 現地見学会

本事業の対象地について、現地を自由に見ていただき、現況の確認をしていただきます。 参加を希望する場合は、申込期限までに事務局へ「現地見学会参加申込書」をEメールに添 付して送付ください。なお、件名は「見学会参加申込」としてください。見学会の日程は次 のとおりです。

日 時 平成30年11月12日(月)午後2時00分から

場 所 現地(松田町松田惣領321) ※公共交通機関をご利用ください

申込期限 平成30年11月9日(金)午後4時まで

2) 意見交換参加申し込み

別紙「意見交換参加申込書」に必要事項を記入いただき、申込期限までに事務局へEメールに添付して送付ください。なお、件名は「意見交換参加申込」としてください。

申込期限 平成30年11月13日(火)午後4時まで

※1)の現地説明会及び見学会に参加していなくても、参加可能です。

3) 実施日の通知

意見交換は、平成30年11月16日(金)または19日(月)の間に1時間程度を目安に実施します。意見交換参加申込書に記載いただいた希望日時をもとに決定しますが、場合によって調整をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

4) 意見交換の実施

5で示したお伺いしたいことを中心に、意見交換を行います。なお、企業の知的財産の保護のため、対話は非公開で行います。

資料等の提出は求めませんが、説明に必要な場合は自由にお持ちいただいて構いません。 また、必要に応じて意見交換シートをご利用ください。なお、お持ちいただいた資料等も非 公開とします。

5) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要をホームページ等で公表します。なお、公表する内容については、事前に皆さんに内容について確認を行い、参加者の名称や、詳細、企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。

6) 事業者公募

意見交換の結果を踏まえて、運営手法、諸条件の整理を行い、平成 30 年度中に運営事業者の公募を行う予定です。

7 参加にあたっての注意事項

(1)参加の扱い

サウンディングへの参加は、後に実施する予定である本事業の運営事業者の公募において、 優位性を持つものではありません。

(2)参加に要する費用

参加することに伴う費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 追加のお伺い

必要に応じて、意見交換後にも町から質問をさせていただく場合がありますので、ご協力を お願いいたします。

(4)参加者の制限

次のいずれかに該当する者はサウンディングに参加できません。

- 1) 松田町暴力団排除条例(平成23年3月25日条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団経営支配法人等
- 2) 1) に示すものと密接な関係を有すると認められる者
- 3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第8 条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当 該構成員を含む団体

8 事務局

松田町政策推進課定住少子化担当室

住 所 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037

電話 0465-84-5541

Eメール teiju@town.matsuda.kanagawa.jp